

きずな

いのち。つながるマガジン Vol.9
2019.3



死刑制度

13人の死刑執行

2018（平成30）年7月、オウム真理教の教祖および信者ら13人の死刑が執行された。猛毒の神経ガスを用いた松本サリン事件、地下鉄サリン事件をはじめ、教団が引き起こした一連の事件での被害者は、死者29人、負傷者は、およそ6500人にのぼり、いまでも事件の影響でPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの後遺症に悩まされる方が少なくないという。無差別テロという事件の凶悪性はさることながら、多くの被害者の心情ととりわけ教団の身勝手な論理でかけがえない家族を失った被害者遺族の心情を斟酌すると、死刑執行は妥当であったように思える。しかし、これによって13人の「いのち」が国家によって奪われたこともまた事実だ。彼らにも家族があっただろう。裁判員裁判が導入され、念仏者たる私たちにも死刑と向き合わねばならない時が来るかもしれない。死刑とは何か、死刑制度はどうあるべきかをともに考えておきたい。

罪と罰

そもそも刑罰の目的とは何なのか。ひとつには、罪を犯した人に相応の苦痛を与えて報復をする応報刑としての意味合いがある。古代ハンムラビ法典の「目は目を、歯には歯を」という言葉を耳にしたことがありだろう。また、刑罰は犯罪を予防するためのものだとする考え方もある。つまり、刑罰の存在によって犯罪を思いとどまらせることや、刑罰を科することによって罪を犯した人を教育し、更生させ、再犯を防ぐことを目的とするものである。現在では、応報刑を基本としながらも、刑罰に犯罪予防の目的を考慮する立場が通説となっている。その点で鑑みると、死刑という刑罰はどうだろう。少なくとも更生の余地を一切排した刑罰であることには間違いない。ちなみに、1981（昭和56）年に死刑を廃止したフランスでは、廃止前後で殺人発生率に大きな変化が見られなかったという統計がある。

死刑制度の存廃についての世論

2014（平成26）年に内閣府が行った世論調査では、死刑制度の存廃についておよそ8割の市民が「死刑はやむを得

罪悪深重の凡夫たる私

世論調査で多くの人が挙げた通り、死刑に被害者や遺族の感情を慰撫する重要な意義があることは明白だ。しかし、死刑は罪を犯した人がその罪に向き合い償う機会そのものを奪ってしまう。「さるべき業縁（ごう縁）のもよほさば、いかなるふるまひもすべし」と歎異抄第十三条で親鸞聖人がお示しになったように根源的に罪悪を抱えた私自身を問い直すとき、「人は変わりうる」という寛容さも必要ではないかと感じるのである。

行事広報部会 寺尾拓路

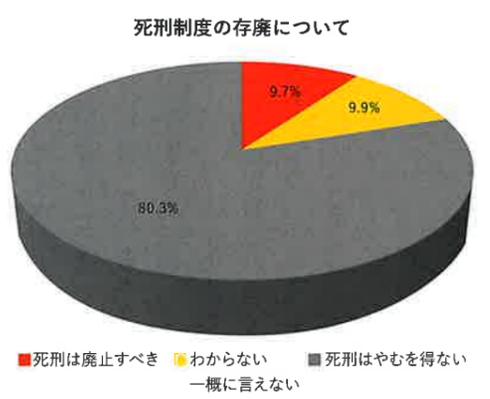
死刑制度とは？

重大な罪を犯した人(*1)に対し、その人の生命を奪うことを刑罰とする制度。
刑法では執行方法として絞首刑を採用している(*2)

- *1 死刑を法定刑とする犯罪の種類は以下の18種類。内乱罪、外患誘致罪、外患援助罪、現住建造物等放火罪、激発物破裂罪、現住建造物等浸害罪、汽車転覆等致死罪、往来危険汽車転覆等罪、水道毒物等混入致死罪、殺人罪、強盗致死罪、強盗強姦等致死罪、爆発物使用罪、決闘殺人罪、航空機強取等致死罪、人質殺害罪、組織的な殺人罪
- *2 刑法第11条
 1. 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。
 2. 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

死刑制度の存廃に関する世論

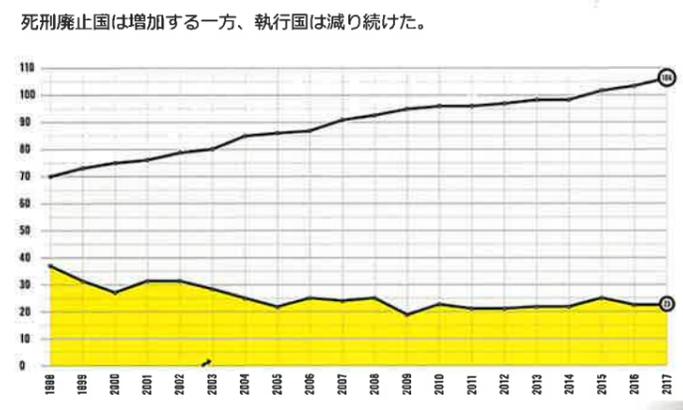
2014（平成26）年に内閣府が行った世論調査によると、死刑制度の存廃に関する意識は右グラフの通り。死刑はやむを得ないと考える人が圧倒的に多く、廃止を望む声は少数派であることがわかる。



死刑制度に対する世界の潮流

2018（平成30）年、日本では15人に死刑が執行された。一方で世界に目を向けると、近年になって死刑を執行する国は減り続け、2017（平成29）年には、106か国で死刑を廃止している。また、死刑制度は存置しているものの政策や慣例によって過去10年間に執行がなされておらず、事実上廃止している国を合わせると142か国になる。死刑の廃止または執行停止が世界の潮流だといえるだろう。

死刑の潮流 1998（平成10）年 - 2017（平成29）年



アムネスティ国際調査
*注 黄色が死刑執行国、灰色が死刑廃止国

死刑制度に思うこと

昨年、オウム真理教関係者13人の死刑が執行され、死刑制度が再び注目された。そもそも死刑制度とは、法治国家の罰則で殺人などの凶悪犯罪を犯した者が死(命)をもって罪を償う制度。ちなみに死刑制度のある国は58か国と少数派で先進国(OECD加盟国)の中では日本・米国・韓国だけである。

しかし一方で中国・インド・インドネシア・米国・日本など人口の多い国で死刑制度があるため、人口規模で見た場合過半数の人々は死刑制度を持つ国で暮らしている。

日本で死刑制度が存在する理由として、国は国民の8割以上の賛成と、極刑を望む遺族の感情に配慮と説明している。

しかし日本が国連人権理事会の、死刑制度の廃止や一時停止を求める勧告の受け入れを拒否しているのは、戦前の「国体を乱す者は国が殺す」(威信論・見せしめ論)の考えがあるようにも思う。

地区の同年代の集まりでかつて死刑や裁判員制度が話題となった時、「もし俺が裁判員だったら躊躇なく死刑にする。殺人者は死(命)で償うのは当然」「もし自分の家族が殺されたら犯人は死刑にしてほしい」の意見に多くが同意した。

私は何となく違和感をもって聞いていた。「もし自分の家族が殺人者だったら死刑にしてほしい」と言うのだろうか。

以前は、犯罪抑止力としての死刑制度擁護論があった。今は、死刑制度を廃止したからといって殺人事件が増えた例はない等の理由から否定されている。犯罪者は「人を殺したら死刑になるから殺すのはやめよう」とは思わないらしい。

死刑制度に反対する意見は、まず残酷で非人道的だから。国家の制度とはいえない人を殺すことに変わりはないから。冤罪であったとしたら取り返しがつかないから。犯罪者が悔い改めることが償うことだから。等である。

EUに加盟するには死刑制度廃止が条件である。2度の世界大戦を経験し数千万人の戦死者をだし、ファシズムのなか異民族や反体制者を容赦なく殺戮した歴史を踏まえてのことだろう。

仏教者・念仏者としてどう考えるのか。まず積尊の言葉「すべての者は暴力に怯える。すべての生き物にとって命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ、殺さしめてはならぬ」。個人であろうと国であろうと人殺しはいけない。つまり死刑も戦争もそして人工妊娠中絶も仏法から見ればいけないこととなる。

犯罪者をどう見るか。歎異抄にて親鸞聖人が指摘するように縁によれば殺人も



性的少数者

—セクシャル・マイノリティーを考える



長い間、私たちの社会において「性別」は当たり前、また、当然のこととして「男性」と「女性」の2種類である。とされてきました。

しかし、近年「性別」とは身体的特徴・心・性愛対象・ジェンダー(社会的・心理的性別)など様々な要因によって決まるものであり、いままでのように単純に二分化できるものでないことが明らかになっています。

つまり「性別」は「男性」と「女性」の2種類だけという(当たり前)は決して(当たり前)ではナイということ。ここ数年、日本においても「体の性」と「心の性」が異なる「GID(性同一性障害)」の人が「性適合手術」や「戸籍の性別変更」を行えるようになったことや同性同士のカップルに対していくつもの地方自治体が婚姻に準じる証明を発行したことなどが新聞やテレビの報道で知るところです。

ところが、まだまだ誤った認識を持っている人が多数派の社会にあって、多様な性を生きる人たち(セクシャル・マイ

ノリティー)が否定され、孤独と悲しみのなかを生き

きている、また、自らの存在を隠しながら生きていく悲しい現実があります。

私たちは、まず知ることから間違った(当たり前)を問い直し、ともに考えていきたいと思えます。

LGBTとは

最近、「LGBT」という言葉をたびたび耳にします。

元々は欧米など海外で先に使われていました。国連でも「LGBT」という表記を使い、人権保護に取り組んでいます。ここ数年で日本に急速に浸透してきた言葉です。

Lレズビアン。女性の同性愛者。

Gゲイ。男性の同性愛者。

Bバイセクシャル。両性愛者。

Tトランスジェンダー。心と体の性が一致しない人。

ここで注意すべき事として

「LGBT=性的少数者」ではないという事があげられます。

犯すかもしれない悪人(私)だという人間観。私は殺人などしないといつも善人の側にいて裁く側に立つ私への如来からの警鐘である。

早くから死刑制度廃止に取り組む真宗大谷派の昨年12月に出された「死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明」には「私たちはたとえどのような罪を犯した人間、また未だ反省や悔悟の気持ちを表現することに至らない人間であっても、それを排除することなく、かけがえのないのちとして尊重することをおして共に生き合える世界を、阿弥陀如来の本願として教えられています。

私たちはその根源の願いに立って、一人ひとりの人間が、いのちの尊厳において見出される社会の実現を願うものがあります。罪を犯した者のいのちを奪う死刑の執行は、根源的に罪悪を抱えた人間の闇を自己に問うことなく、他者を排除することで解決とみなす行為に他なりません。」とある。

飯山組 明德寺 常盤井智行

(註)

この稿を書くにあたり「真宗ブックレット3死刑制度と私たち」(東本願寺1992)を参考としました。また、掲載したデータについては内閣府調査や国際人権NGOアムネスティなどのホームページから調べました。

性的少数者にはLとGとBとTに当てはまらない人もいます。

Iインターセックス。身体的に男女の

区別がつきにくい人。

Aアセクシャル。無性愛者。同性も異

性も好きにならない人。

Qクエスチョニング。自分の性格や性的

指向に確信が持てない人。

ことに、日本においては急速に浸透したがゆえ、「LGBT」の言葉の使い方を今一度見直す必要がありそうです。

性社会史研究者で、トランスジェンダーでもある三橋順子さんは「単に欧米で流行っている、かっこよくて新しい言葉として使っている人は多いんじゃないでしょうか」と疑問を投げかけます。

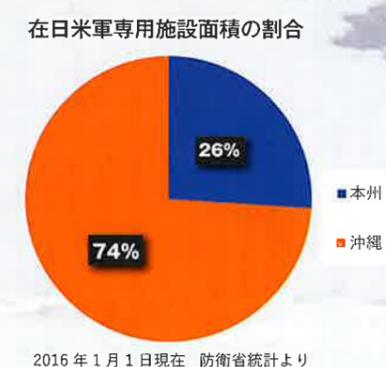
たとえばデザートをスイーツと呼ぶように、流行語として「LGBT」を使う人もいるかもしれませんが、でも、三橋さんは「LGBTは使いません。使うなら性的少数者」と言います。「LGBT以外のカテゴリーが漏れてしまう」というのが、その理由です。

米国では、LGBT以外を排除するのはよくないと、4タイプに収まりきれない、わからない人を指す「Qクエスチョニング」を加えた「LGBTQ」という表記が一般的だそうです。さらには「LGBT」に代わる言葉も考えだされています。

沖縄基地問題を知る

在日米軍専用施設の7割が沖縄に

1951(昭和26)年、日本は西側諸国と講和し、サンフランシスコ平和条約を締結した。太平洋戦争敗戦から5年、ようやく日本は主権を回復して国際社会への復帰を果たしたのだ。しかし、時を同じくして、アメリカとの軍事同盟である日米安全保障条約に調印。連合国の占領は解かれたものの、以降、米軍の駐留を受けることとなる。アメリカ施政下で沖縄に置かれた基地は、東西冷戦の時代において次第に拡張され、1972(昭和47)年に日本へ返還されたのちも、依然として多くの基地・施設が残っている。



米軍による度重なる事件、事故

重い基地負担を強いられている沖縄で住民を憤慨させる事件が1995(平成7)年9月に起きた。沖縄に駐留する米海兵隊員2名と米海軍軍人1名の計3名が、12歳の女子小学生を拉致して集団強姦した、強姦致傷・逮捕監禁事件だ。日米地位協定により関与が明らかな米兵の引き渡しになされず捜査に支障をきたしたことも相まって、住民の反基地感情が高まっていった。また、2004(平成16)年に起きた沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件では、事故後にアメリカ軍が現場を封鎖したため、日本の行政、消防、警察、大学関係者が現場へ入れず、詳しい調査

ができなかった。この事件も基地返還を求める声が大きくなる要因となった。

普天間基地移設問題

米兵によるこれらの事件をきっかけに、県内では普天間基地の返還を訴える運動がわきあがる。普天間基地は文教地区を含む住宅密集地であって、「世界一危険な飛行場」とも称され、以前から重大事故の危険性が指摘されていた。反基地運動の高まりを受けて、1996(平成8)年、日米両政府は5~7年以内に普天間基地を返還することで合意。ただし、この返還合意には、県内移設という条件が付されていたのだ。日米合意から23年。いまなお宜野湾市の4分の1を占める普天間基地は市街地の真ん中にある。



私の事として

— 当たり前を 問い直す —



私たちの当たり前前という概念はどこまでが真実なのでしょう。それは社会のなかにあって、都合よくつくりあげられたはからいでしかないのではないのでしょうか。ふと振り返ると、私自身、1歳になるうとする息子に対して「男の子なんだから泣いてはいけないよ」と発言したことを思い出します。私も今まで知らずに作られた当たり前前を置いていたのだと知らされます。本テーマを扱うにあたり、一冊の本に出会いました。

『LGBTと家族のコトバ』(双葉社) 『LGBT』という日本最大のLGBTインタビューWEBメディアが初めて書籍化したものです。『家族』をテーマに男女の夫婦と血のつながった子どもという、ひとつの家族像に当てはめることのできない多様な家族のコトバを、たくさんの方に伝えたいという想いを込め、15名の方のインタビューとその後の近況が綴られています。

『LGBT』代表の鈴木はなさんが、あとがきのように書かれています。『誰かのように生きなくてもいい。誰かのような家族を作らなくてもいい。誰もが当たり前前に、私を生きたる。事ができたら、きつと目の前に広がる風景は変わってくるのだと思います。私は子どもの頃、街で外国の方を見

かけると、思わず目で追ってしまったことを覚えています。それは、接する機会がほとんどない時代だったから。でももちろん今は珍しくありません。さまざまな言語、肌の色や目の色の方がいらっしやる風景が当たり前前になったのです。

LGBTを取り巻く環境も同じ。多くの人が、その存在を知らなかったり、正しく理解できないことで、社会のなかで異質なものと感じ、接してしまふことがあるのだと思います。

《中略》

風景が変わるには、おそらく時間がかかるでしょう。でもきつと、たとえば、男性カップルがベビーカーを押している風景が、いつか当たり前前になるだろうと、私は信じています。』

親鸞聖人がお示しくくださった、御同朋の社会の実現をめざす道は、誰一人漏れることなく歩む道です。

誰もが平等に、ありのままに、自分らしく生きていくことを願ってくださる阿弥陀さまのご本願のなかであって、都合よく生きていく私に気付かされます。まず、△当たり前前を問い直す▽そのことが私たちの大切な一歩になるのだとこのテーマを考えるにあたって強く感じます。

行事広報部会 柳川大喜

(表紙・ポスターのイラストについて)
 この度、表紙画・伝道ポスターを作成いただきました。作画担当：豊田真理沙(とよだまりさ)さん/略歴 1985年福岡県北九州市生まれ。大阪芸術大学芸術部 情報デザイン学科卒業。京都造形芸術大学大学院 修士課程修了。本願寺派の僧侶として、またアーティストとして多岐にわたり活躍中。
 [HP] <http://marisatoyoda.com>

長野教区東日本大震災復興支援活動記録

2018年2月～2018年12月 5回支援

2018年

長野教区では東日本大震災から約8年間、42回にわたって東北へ赴き、復興支援活動を続けてきた。震災から8年たった今も積極的に参加する方が多く、復興の進捗状況を目の当たりにするとともに、被災者の声を直に聴かせてもらってきた。長野教区では、より多くの被災地で関わりを深めるため、これからも継続的に支援活動を続けていく。

2月 活動 (39陣)

期 日 ■2018(平成30)年2月4日(日)～7日(水)
 参加者 ■19名(信濃むつみ高校生8名)
 内 容 ■ふれあい交流会／温かい信州蕎麦計約350食・3日間5か所・ポップコーン・綿あめ・リンゴ配布・お楽しみゲーム大会・手芸品配布

4日(日)夕方／仙台市「鶴ヶ谷第三市営住宅集会所」
 約50名「70食」(新規)
 5日(月)お昼／仙台別院教化センター「南三陸さろん仙台会」
 約30名「50食」(2回目)
 夕方／若林区「荒井第二市営住宅集会所」 約50名「70食」(新規)
 6日(火)お昼／若沼市「玉浦西4丁目集会所」 約50名「70食」(新規)
 夕方／名取市「関上公民館」 約40名「70食」(新規)



5月 活動 (40陣)

期 日 ■2018(平成30)年5月27日(日)～30日(水)
 参加者 ■17名(信濃むつみ高校生8名)
 内 容 ■ふれあい交流会／温かい信州蕎麦計約330食・3日間4か所・ポップコーン・綿あめ・お楽しみゲーム大会

27日(日)夕方／仙台市「通町市営住宅集会所」 約75名「90食」(2回目)
 28日(月)お昼／東松島市「野蒜ヶ丘中央集会所」 約80名「130食」(新規)
 夕方／仙台市「宮城野市営住宅集会所」 約30名「50食」(新規)
 29日(火)お昼／若林区七郷市民センター「荒浜交流会の会(若松会)」 約30名「60食」(8回目)



7月 活動 (41陣)

期 日 ■2018(平成30)年7月22日(日)～25日(水)
 参加者 ■18名(信濃むつみ高校生7名)
 内 容 ■ふれあい交流会／温かい信州蕎麦計約330食・3日間5か所・かき氷・お楽しみゲーム大会・手芸品配布

22日(日)夕方／仙台市「鶴ヶ谷第三市営住宅集会所」 約60名「100食」(2回目)
 23日(月)お昼／仙台別院教化センター「ひまわり会」 約30名「60食」(2回目)
 夕方／若林区「中倉地区災害公営住宅集会所」 約45名「100食」(新規)
 24日(火)お昼／仙台市「上原地区災害公営住宅集会所」 約45名「140食」(新規)
 夕方／名取市「美田園第一仮設住宅」 約55名「85食」(9回目)



8月 活動

期 日 ■2018(平成30)年8月5日(日)～6日(月)
 参加者 ■4名
 内 容 ■仙台別院地域交流会「第49回仙台七夕花火祭」に併せお蕎麦・ポップコーンを提供

5日(土)18時／仙台別院教化センター「仙台別院地域交流会・納涼夏まつり」(300食)



12月 活動 (42陣)

期 日 ■2018(平成30)年12月16日(日)～19日(水)
 参加者 ■17名(信濃むつみ高校生6名)
 内 容 ■ふれあい交流会／温かい信州蕎麦(計約262食・3日間3か所・ポップコーン・綿あめ・リンゴ・銀杏配布・お楽しみゲーム大会・手芸品配布

16日(日)夕方／仙台市「燕沢東市営住宅集会所」 59世帯「100食」(3回目)
 17日(月)お昼／福島県「桑折町桑折駅前団地」 70戸「75食」(新規)
 夕方／福島県「復興支援宗務事務所(浄土真宗本願寺派)へ訪問 活動報告」
 18日(火)お昼／若林区七郷市民センター「荒浜交流会の会(若松会)」 約50名「87食」(9回目)
 夕方／石巻市「称法寺」訪問参拝 (2018年10月本堂災害復旧工事落慶法要要助修)



長野教区では、今後も災害復興ボランティアを継続していきます。現地ボランティアにご参加いただける方、支援物資を提供していただける方は下記までお問い合わせください。

「御同朋の社会をめざす運動」長野教区委員会 TEL. 026-232-2621 (長野教区教務所内)

※この活動は、皆さまにご賛同いただいた「たすけあい募金」をもとに進めてまいりました。引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。